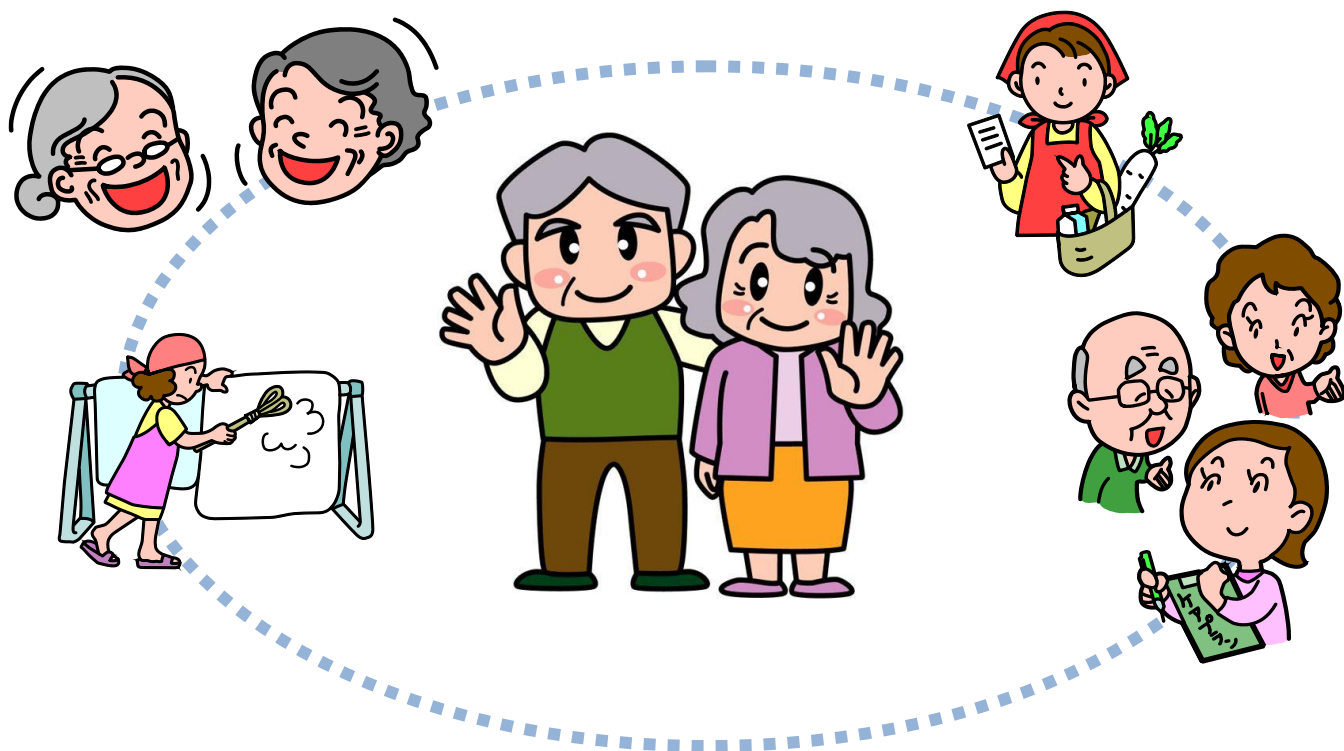


いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業

(総合事業) のご案内



● H27年4月の介護保険法の改正を受けて、いなべ市ではH28年4月から、介護保険の予防給付から、地域支援事業の「**介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)**」への移行を開始しました。

● H29年4月からは住民主体による訪問型サービスを新たに位置付けるなど、内容を充実して実施しています。

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業



一般介護予防事業

包括的支援事業

任意事業

いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の概要

これまで各市町の地域支援事業に位置付けられていた「介護予防事業」が、「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」として再編され、予防給付の「訪問介護」と「通所介護」も総合事業の中に組み入れられました。

これにより、要支援者の「訪問介護」と「通所介護」は、総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の現行相当サービスに移行し、市町ごとの独自事業として提供されます。

◆介護予防・生活支援サービス事業

総合事業で実施する「介護予防・生活支援サービス事業」は、これまで介護保険の予防給付として実施してきた「訪問介護」と「通所介護」のほかに、多様な主体によるサービスやボランティア等による生活支援などを組み入れ、利用者のニーズに合わせた幅広いサービスとして提供します。

対象者

- ① 要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- ② 要介護認定で「非該当」となった方、または要介護認定を受けていない方で、「基本チェックリスト」に該当し、「事業対象者」と判定された方

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要になります。



事業内容の例

	類 型		実施方法	事業名	利用料
通所型サービス	現行の通所介護相当		事業者指定	介護予防通所介護相当	1割
	多様なサービス	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	委託	足腰を鍛える 「ハッスル教室」	300円
				こころとカラダを元気にする 「はつらつ教室」	300円
訪問型サービス	現行の訪問介護相当		事業者指定	介護予防訪問介護相当	1割
	多様なサービス	訪問型サービスA(緩和基準)	委託・直接	作業療法士・管理栄養士・ 歯科衛生士訪問	1割
		訪問型サービスB(住民主体)	補助	ハートキャッチいなべ	(団体が定める額) 250円/30分 500円/60分 年会費:1,000円
その他の生活支援サービス			委託	えぷろんサービス	50円/30分 100円/60分

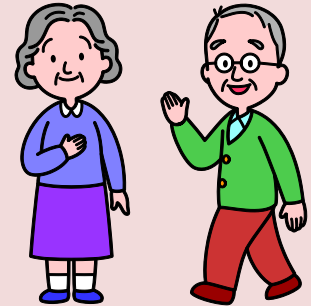
※一定以上所得のある方は、利用料が2倍・3倍になります。

◆一般介護予防事業

総合事業で実施する「一般介護予防事業」は、要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象として事業を行います。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されます。

対象者

65歳以上(第1号被保険者)のすべての方



事業内容の例

事業名	実施方法	内容	利用料
にこやか集会所コース	委託	専門のコーディネーターが各地区の集会所等で6ヶ月間、週2回の運動機能向上プログラムを実施します。	なし
青空教室	委託	農業公園(藤原町)で、四季折々の園芸作業を取り入れた介護予防プログラムを実施します。	500円

(通いの場)	内容
元気リーダーコース	「元気リーダー」が中心となり、地元自治会の協力を得ながら各地区の集会所等で「元気づくり体験」を実施しています(市内84ヶ所)。
四季の家	集まった人同士でおしゃべりや、唱歌の合唱、体操、手・指遊びなど、さまざまな内容で交流しています(市内4ヶ所)。
はつらつクラブ	介護予防を目的に、集まった人同士でおしゃべりやレクリエーションをしています(市内8ヶ所)。

その他の地域支援事業

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営事業のほか、地域ケア会議の充実と、次の3つの事業を推進します。

- ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援サービスの体制整備

任意事業

介護サービス等の適正な利用に向けた取り組みや、高齢者のさりげない見守りに関する取り組みを推進します。

お問い合わせ

いなべ市役所 福祉部 長寿福祉課
いなべ市地域包括支援センター

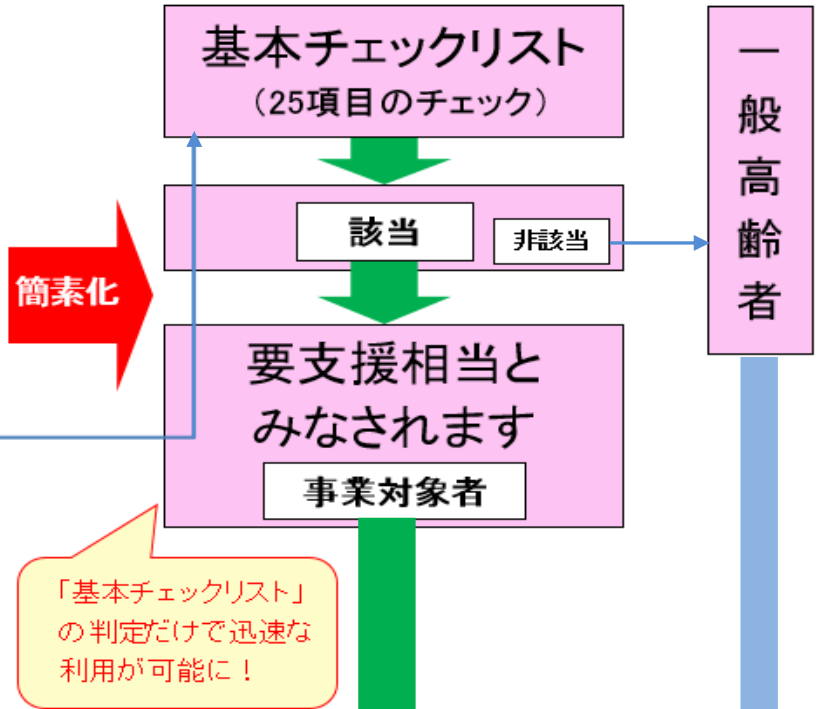
TEL0594-86-7819
TEL0594-86-7818

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の利用の流れ

介護保険申請の流れ



(要支援相当と思われる方が) 総合事業だけを利用する場合



地域包括支援センターが介護予防マネジメントを実施

介護予防サービス

- 従来の介護予防給付のサービス

このうち、
介護予防訪問介護と、
介護予防通所介護は、
介護予防・生活支援サービス事業に移行します

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス (現行の訪問介護相当、専門職訪問など)
- 通所型サービス (現行の通所介護相当、介護予防教室など)
- 生活支援サービス (えびろんサービスなど)

一般介護予防事業

- にこやか集会所コース
- 青空教室

通いの場

- 元気リーダーコース
- 四季の家
- はつらつクラブ など

介護予防給付

介護予防・日常生活支援総合事業